

# 感染症マニュアル

## 有限会社いちばん館

### 多機能型事業所 キッズゆうゆう

このマニュアルは、当事業所における職員が、感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、利用児・職員の生命・健康を守ることを目的とします。

#### ○感染症と感染経路について

##### 1 感染症とは

感染症とは、病原体(病気の原因となるようなウイルス・細菌などのこと)が、人の体の中に入り増殖し、発熱や下痢等さまざまな症状を起こすこと。

##### 2 感染経路について

感染症は感染者を介して、いくつかの感染経路から広がらないように、予防や発生時には最小限に抑えることが重要となる。

##### (1) 飛沫感染

咳やくしゃみ、会話をした際に口や鼻から飛沫した病原体を近くにいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は1~2メートル飛び散る。

主な病原体・・・インフルエンザ、風疹ウイルス、おたふくかぜの原因のウイルス、新型コロナウイルスなど

##### (2) 空気感染

空気中の塵や飛沫核を介する感染で、咳やくしゃみ、会話をした際に口や鼻から飛沫した病原体が空気中を浮遊し、同じ空間にいる人が浮遊する病原体を吸い込んで感染する。

主な病原体・・・結核菌、麻疹ウイルス、水痘ウイルスなど

##### (3) 接触感染

感染者や病原体に汚染されている物との接触することで感染する。病原体がついた手で目や鼻・口・傷口などを触ることで病原体が体内に侵入して感染する。

主な病原体・・・ノロウイルス、疥癬、新型コロナウイルスなど

#### (4) 経口感染

病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。また、便中に排泄される病原体が便器やドアノブに付着していて、その場所を触った手からも経口感染する。

主な病原体・・・感染症胃腸炎、腸管出血性大腸菌感染症、赤痢菌など

#### (5) 血液・体液感染

幼少児においては接触が濃厚であること、怪我や皮膚に傷がある事で、血液や体液を介した感染が起こりうる。

主な病原体・・・B型・C型肝炎ウイルス、HIV など

#### (6) 節足動物媒介感染

病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血するときに感染する。

### ○職員・児童の衛生管理について

#### 1 職員の衛生管理について

- (1) 職員が感染源とならないために多機能型事業所 キッズゆうゆう(当事業所)で働く職員は、自らの健康に留意し、日々の生活の中で体調がすぐれない時は、早めに医療機関を受診すること。
- (2) 日頃から手洗いうがいを常時行うこと。
- (3) 手拭きタオルは、ペーパータオルを使用する。毎日または汚れたらその都度交換する。
- (4) トイレ・屋外を不潔区域、学習室・職員室・共有ルームは清潔区域と考え区別する。

#### 2 職員の服装について

- (1) 清潔で動きやすい服装、汚れたら着替えられるように準備しておくこと。
- (2) アクセサリーなどの除去。
- (3) 爪は短く切る。勤務中はマニキュアをしない。
- (4) 長い髪であれば髪を結ぶこと。

#### 3 利用児の衛生管理について

- (1) 爪の手入れは、週1回してもらうことを保護者にお願いする。
- (2) 来所時、トイレの使用後、食事前、外遊び後、動物を触った後には石けんで手洗いをするよう指導し、日常的なうがい・手洗いの習慣が継続できるよう支援する。
- (3) 清潔観念や清潔行為に困難さが見られる利用児に対しては、出来るだけ職員の介助によりうがい・手洗いをを行う。流水と石けんによる手洗いが難しい場合には、消毒効果のあるもので汚れを拭きとる。

(4) 利用児のタオルは、個人別またはペーパータオルを使用する。

## ○予防について

### 1 手洗い

- (1) 水で手を濡らし、必ず石けんを使用する。
- (2) 指、腕を洗う。特に指の間、指先をよく洗う。  
(30秒程度。親指の汚れが残りやすいので、注意して洗う。)
- (3) 石けんをよく洗い流す。
- (4) 1～3を2回実施する。
- (5) 使い捨てのペーパータオルまたは個人別のタオルでよく拭き、アルコールを適量手に取り、全体を濡らし乾燥させる。
- (6) 手に傷がある時は、食品に直接手で触れない。また、乾燥性皮膚炎など何らかの理由によって、手洗いが難しい場合は消毒を行う。

### 2 咳・くしゃみ

風邪症状がある場合には、マスクを着用することが望ましい。マスクを着用していない場合は、袖や上着の内側で口や鼻を覆い、飛散することを防ぐ。鼻をかんだ時、唾液が手についたときなどは手洗いを行う。

### 3 嘔吐物

嘔吐物は、ゴム手袋、マスクを着用し、ペーパータオルや使い古しの布でふき取る。拭き取ったものは、ビニール袋に二重に入れて密封して廃棄する。処理後、石けん、流水で手を洗う。手洗い後にはよく乾燥させて、消毒スプレーを行う。また、嘔吐物のあった場所にも消毒スプレーを行う。

### 4 便の取り扱い・トイレ介助時

排便処理の際は、使い捨て手袋を着用する。その後石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行い、消毒を行う。また、便器は1日1回洗剤で清掃・消毒液で拭く。トイレの床、ドア、取っ手は1日1回消毒液で拭く。

### 5 血液・体液

血液・体液については慎重に取り扱う。例えば、皮膚に傷や病変がある場合は、絆創膏などで覆うなどの防護を行う。鼻出血や外相に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗い・消毒を行う。

### 6 清掃

複数人が頻繁に触れる取っ手・スイッチ・柵・床は1日の活動終了後、抗菌・消毒を行う。

パズルやブロック・机・椅子などは、利用児童が使い終わった時や退所後に消毒を行う。

## 7 換気に関して

部屋の換気・換気感染対策のため、利用児のいない時間帯を見計らい、少なくとも一日に一回以上の換気を行う。

## 8 調理

クッキングを行う場合、利用児・職員共にマスクを着用することをする。また、食材の管理や調理器具を洗う時など十分に注意を払う。調理前には手指消毒を行う。

## 9 送迎

・当事業所の送迎に当たっては、送迎者に乗る前に利用児・保護者又は職員が利用児の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取り扱いとする。

・送迎時には窓を開け換気すると共に、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所の消毒を行う。

・事前に利用児・保護者に体温チェック表の記載を御願います。

・送迎時、利用児に発熱等(体調不良)があった場合、職員は速やかに管理者に報告するとともに、管理者の指示のもと保護者に連絡をとり、その場で引き渡しを行うものとする。その場の引き渡しが難しい場合は、必要に応じて当事業所から送迎をする場合がある。

## ○感染症が疑われる場合の対応

(1) 必要に応じて、対象児童を隔離する。

(2) 保護者に連絡し、症状を報告してお迎えを依頼する。

(3) 医療機関への受診を依頼し、その結果を当事業所へ報告してもらう。

・病名や症状によっては、関係機関への連絡を行う。

疑いのある場合、陰性と判断されるまでの間、一時的に利用停止する場合がある。

→対象利用児を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等を行う。また他サービス事業者への情報共有を依頼する。早急に対応が必要な場合などは、利用児が利用している他サービス事業者への情報共有を速やかに行う。

→電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。

(4) 職員室及び共有ルーム、学習室、トイレなど清掃消毒を行い、感染防止に努める。

## ○感染症が発生した場合の対応

- (1) 管理者に報告し、対象児童を隔離する。
  - ・対象児童の健康状態の把握・症状を確認した後、既往歴・予防接種歴(同室にいた利用児も含む)を確認する。
- (2) 主症状を保護者へ連絡し、速やかにお迎えを依頼する。
  - ・迎えが厳しい場合は、当事業所から送迎をする場合もある。
- (3) 保護者に受診をすすめ、結果を報告してもらう。
  - ・病名や症状によっては、関係機関への連絡を行う。
  - 対象利用児を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替えサービスの確保・調整等を行う。また他サービス事業者への情報共有を依頼する。早急に対応が必要な場合などは、利用児が利用している他サービス事業者への情報共有を速やかに行う。
  - 電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。
  - ・発病もしくは潜伏期間と思われる時期を確認する。
  - ・接触した可能性がある利用児、職員を確認する。
- (4) 登校許可があるまで、事業所の利用を停止する。また、保健所の指示のもと休業検討する。休業する場合は各保護者に休業日・再開日と相談窓口(管理者)の案内、今後の対応について説明する。
- (5) 潜伏期間を含めて、感染可能期間はその発症に十分注意する。
- (6) 早退・欠席の理由を業務日誌または個別支援提供記録に記載する。
  - ・受信状況、診断名、検査結果、回復後の健康状態、回復までの期間などの記録をとる。
- (7) 感染症が発生の連絡が保護者から来た場合
  - ・発病もしくは潜伏期間と思われる時期を確認する。
  - ・接触した可能性がある利用児、職員を確認する。
  - ・感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染拡大を防ぐための対応依頼を行う。
  - ・職員間で情報共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底などを確認する。

## ○二次感染防止に向けた注意点

- (1) 来所時、利用児・保護者が不安、異常を訴えたら受診を勧める。
- (2) 来所時、視診による把握を十分に行う。
  - ①発疹・・・耳の後ろ、首筋、胸部に異常はないか
  - ②発熱・・・平熱がどれくらいか確認
  - ③その他・・・顔色、機嫌、むくみ、目やに、から咳がないか
- (3) 非常に機嫌が悪いなど、職員が異常を感じたらすぐに受診してもらう。
- (4) 集団生活を送ることで、感染性疾患にかかる可能性がある事を知らせ、予防接種の効果と必要性を説明する。

## ○利用児の情報について

- (1) 既往歴の把握・日常の健康状態の把握を行う。
  - ※受け入れ時、下記の項目について丁寧に観察する。
  - 【顔】 顔つき・顔色・表情・活気・目やに・眼充血・鼻水・ポーっとしていないか
  - 【全身】 機嫌・爪の長さ・熱・皮膚の状態(発疹・とびひなど)
- (2) 学校などの関係機関の感染情報の収集に努める。

## ○予防接種について

- (1) ワクチンで予防できる疾患は、接種時期に受けるよう配慮しながら勧める。
- (2) 市から広報される予防接種スケジュールを参考にして必要に応じて、保護者への相談・指導に役立てる。
- (3) 面談時に既往歴や予防接種状況を確認するように努める。

## ○注意事項

- (1) 職員は、喉が痛い時や風邪気味の時はおがいをし、早めに受診すること。
- (2) 職員は、感染症の症状が見られる児童の早期発見に努める必要がある。
- (3) 職員は、咳が出るときはマスクを着用し、早めに受診すること。
- (4) 職員は、日頃から事業所内の環境整備に心掛け、ゴミや汚物の処理をきちんと行うことが重要である。
- (5) 職員は、感染症が発生した時や発生しやすい季節などには、保護者に注意を呼び掛けるほか、
- (6) 感染拡大防止に努める必要がある。

### <更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年3月17日	作成
令和7年12月9日	多機能型事業所への変更のため、作成。施行は令和8年1月1日とする。